

特別支援学校長 様

特別支援教育課長

特別支援学校における新型コロナウイルス感染症対策のための  
一斉臨時休校について

新型コロナウイルス感染症に関して、内閣総理大臣より、特別支援学校を含むすべての学校において 3 月 2 日より全国一斉に臨時休業するよう要請がありました。この要請を受け、県教育委員会では県内すべての特別支援学校を 3 月 2 日より臨時休業することを決定しました。

なお、様々な事情により、幼児児童生徒の居場所の確保が困難な場合においては、別紙のとおり対応することといたしました。

各学校におかれましては、別添文書を参考に本日付で家庭通知を作成し各家庭に配布してください。

今後の対応等につきましては、以下を参考にしてください。

記

- 1 臨時休業期間
  - ・ 3 月 2 日より各校の年度末休業開始日の前日までを臨時休業とし、以降は春休みとする
- 2 臨時休業中の過ごし方について
  - ・ 人の集まる場所への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導する
  - ・ 保護者は、幼児児童生徒が、新型コロナウイルスの感染が確認または疑われる場合は学校に連絡する
- 3 進級・卒業について
  - ・ 学校長の判断による。
- 4 卒業式について
  - ・ 後日、各学校より連絡する。
- 5 評価表・校内の荷物等について
  - ・ 渡し方について、校内で協議の上、後日、担任より連絡する。

長野県教育委員会事務局  
特別支援教育課 指導係  
課長：坪井 俊文 担当：浦野憲一郎  
電話 026-235-7456 FAX026-235-7459  
E-mail tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

## 学校を居場所とする場合

様々な事情から、お子様の居場所を確保できない場合は、以下により学校が受け入れます。

### 1 対象幼児児童生徒

以下のいずれにも該当する幼児児童生徒を目安とします

- ① 家庭において一人で過ごすことが難しい幼児児童生徒
- ② いわゆる共働き・ひとり親家庭等で、居場所の確保が難しい幼児児童生徒
- ③ 朝の検温で37.5度未満の幼児児童生徒

### 2 学校の対応

- ① 期間： 3月2日～年度末休業の開始前日まで（土日は除く）
- ② 受け入れ時間： 9：00～15：00の間
- ③ スクールバスの運行なし（感染防止の観点から）
- ④ 学校の給食施設での調理は行いませんので、各自お弁当をご持参願います。ただし、お弁当の用意が難しい場合は、学校で市販の弁当を用意いたしますので、学校にご相談ください。
- ⑤ 寄宿舎利用は可能ですが、食事については、学校の給食施設での調理は行わず、市販の弁当を学校が用意いたします。
- ⑥ 小中学校分教室の児童生徒については、本校での受け入れとする。

### 3 その他

- ① 利用の申し込みは、前日（平日）午後1時までに学校に連絡してください。  
なお、3月2日については、本日午後7時までに学校へご連絡ください。
- ② 常時、学校からの連絡に対応できるようにしてください。